

モニタリングガイドライン 目次案

- 一 モニタリングの基本的考え方
 - 1 はじめに
 - 2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築
 - (1) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組み構築の重要性
 - (2) 公共サービスの適性かつ確実な実施を確保するための枠組み構築の流れ
 - (3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス

- 二 モニタリングの実施方法
 - 1 モニタリングの役割
 - 2 モニタリングの具体的内容
 - 3 サービス履行状況に関する情報収集体制
 - 4 モニタリングの確定
 - 5 モニタリング結果に基づく協議
 - 6 各種報告書等について

- 三 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法に関する考え方
 - 1 適正な公共サービスの提供がなされない（債務不履行）時の履行確保の考え方
 - 2 サービス対価支払減額の方法
 - (1) サービス対価の価格と支払方式
 - (2) 減額の程度
 - (3) 改善期間
 - (4) 支払留保
 - 3 その他

- 四 モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方

- 五 財務モニタリング

- 六 その他
 - 1 中長期的問題対応への視点
 - 2 モニタリング（監視）等の結果の公表